

計画の目標

つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご ～ “誰一人取り残さない” 地域づくり～

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、SDGsの趣旨に沿って全ての人々が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰一人取り残さず、世代や分野を超えて、つながり・支え合うことで、地域住民ひとり一人の暮らし・生きがい・地域をともにつくる地域共生社会を目指す

【取組の視点】

①ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の視点、②リスクマネジメント（地域生活課題の発生予防・対処）の視点、③コミュニティづくりの視点

計画の位置づけ等

社会福祉法第108条に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定

【計画期間】

令和6年度～10年度（5年間）

課題

1 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化

- ◆8050問題・親なきあとの問題・ダブルケア・ひきこもり・ヤングケラー・虐待等福祉ニーズが複雑化・複合化する制度の狭間への対応
- ◆孤立などで支援を受けられない者の早期発見、適切な支援へのつなぎ
- ◆生活困窮者等への支援体制の強化
- ◆認知症高齢者等の増加に伴う本人中心の地域生活を支援する権利擁護施策の強化
- ◆共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点等による地域づくり

2 住民が主体となった地域づくりの推進

- ◆住民、福祉等専門職、行政等が参画協働する地域福祉ネットワークの形成
- ◆地域を支える団体の組織基盤の脆弱化等への対応
- ◆社会福祉法人の地域公益活動の促進
- ◆災害時を想定した福祉的支援の充実
- ◆外国人の地域社会への参画等の促進
- ◆地域づくりの取組を支える財源確保
- ◆地域福祉の視点を有したまちづくり活動の一層の推進

3 地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大

- ◆住民の地域福祉の担い手としての意識の醸成
- ◆属性を問わない幅広い層が参画できる仕組みづくり
- ◆民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手の確保
- ◆福祉・介護の人材不足への対応

4 庁内連携及び関係団体との連携の強化

- ◆福祉部局と地域づくり部局等との連携をはじめ関係部局との庁内連携の強化
- ◆行政と社協の役割や強み・弱みを踏まえた連携の強化
- ◆市町地域福祉計画の実効性を高める仕組みづくり

推進方策

1 包括的に支援する体制づくり

- ◆分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備～重層的支援体制整備事業の推進～
- ◆地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ◆生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進
- ◆権利擁護支援体制の充実
- ◆共生型サービス等の展開

2 安心して暮らせる地域づくり

- ◆市町の実情に応じた重層的な圏域（エリア）の設定、地域福祉ネットワークの構築
- ◆地域を支える団体の基盤強化
- ◆社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進
- ◆災害時に備えた平時からの対応
- ◆外国人が安心して生活できる環境整備
- ◆寄附文化の醸成
- ◆福祉以外の様々な分野（まちづくり、医療、産業、労働、教育、防犯、防災等）との連携

3 地域づくりを担う人づくり

- ◆住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援
- ◆高齢者、障害者や若者等の当事者の目線に立った地域福祉を担う住民の育成
- ◆地域の支え合いや“つながり・つなぐ”を支える地域福祉の担い手づくり
- ◆福祉・介護人材の確保（定着）及び資質の向上

4 計画的な地域福祉の推進（市町地域福祉計画の実効性の向上）

- ◆各主体の協働推進（市町、社会福祉協議会、社会福祉法人等の役割）
- ◆地域福祉推進計画との連携推進
- ◆市町地域福祉計画の進行管理・評価の実施

計画の推進

◆県施策のフォローアップの実施
社会福祉審議会等での支援策の評価、フォローアップの実施

◆市町に対する支援

①計画未策定町

未策定町(4町)の実情に応じた伴走型の策定支援

②計画策定済み市町

市町が地域福祉計画に基づく取組を評価するためのチェックリストを作成し、市町による計画のフォローアップを支援

③情報提供

地域福祉に関する市町別のデータや先進的な取組事例等を収集・整理し提供



兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。